

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和5年2月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

水道メーター取替及び取替困難箇所折衝業務等委託

(2) 委託概要

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

京都市内一円

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 申請日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿に「物品」の種目で登録されている者。

(2) 申請日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(3) 京都市内に本社又は主たる事業所を有すること。

(4) 京都市指定給水装置工事事業者であること。

(5) 個人情報の厳正な取扱いについて認定されるプライバシーマーク又はISMSの認証基準を取得していること。もしくは、これらに準じる個人情報保護マネジメントシステムを定め運用していること。

(6) 給水装置工事主任技術者を当該業務に専任で1名配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日にお

いて引き続き3か月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(7) 仕様書に定める年間予定件数を、夜間及び休日においても確実に履行できる体制を履行開始日までに整備できること。

(8) 平成24年度以降に、給水装置数25万件以上の自治体において、13ミリメートルから200ミリメートルまでの水道メーター取替業務の年間契約を元請として受注した履行済みの実績を有すること。

(9) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d その他業務を執行する者であつて、a から c までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については次のとおり交付する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和5年2月14日（火）（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等については、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信する場合はこの限りではない。）。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局契約会計課に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出のうえ、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

2(4)から(8)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。

イ 端末機利用者は、3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

ウ 提出期間

(ア) インターネット利用者は、公告の日から令和５年２月１４日（火）までの午前

9時から午後5時まで（休日を除く。）。

(イ) 端末機利用者は、公告の日から令和5年2月14日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（休日を除く。）。

(4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和5年2月16日（木）までに確認結果を(1)の入札方式の別により通知する。

なお、入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

ア インターネット利用者は確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

イ 端末機利用者は一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求められることができる。

なお、当該書面は、令和5年2月20日（月）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和5年2月22日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 仕様書に対する質問

(1) 仕様書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び

氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）を記載、押印した書面（様式不問）を、令和5年2月14日（火）までに、3(1)へ提出することとする（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) (1)による質問を受けた時は、令和5年2月16日（木）までに、ホームページ上に質問及び回答を掲示する。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書に対する質問は受け付けない。

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

令和5年2月24日（金）、27日（月）及び28日（火）の午前9時から午後5時まで（ただし、端末機利用者は、正午から午後1時までを除く。）。

(2) 開札日時

令和5年3月1日（水）午前9時00分

7 入札方法等

(1) 入札金額は、別表第1 検定期限満了メーター取替作業単価表、別表第2 故障・難読メーター等取替作業単価表、別表第3 開閉栓作業単価表及び別表第4 量水器の出納管理業務単価表の予定件数に対応した総価とする。また、入札の際に、単価内訳書を提出すること。

(2) 単価内訳書の提出

ア インターネット利用者は入札データを送信する際、エクセルファイル（Office 2013で扱えること。）の単価内訳書を添付すること。

イ 端末機利用者は、単価内訳書に会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載したうえ、封入、封函し、封筒表面には、入札件名、開札予定日時のみを記載して、入札期間内に3の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(3) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単価内訳書の項目名ごとに単価を設定すること。

(4) 予定価格

入札の前に予定価格の総価格及び各単価の公表は行わない。

(5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含まない金額を入力すること。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

- (6) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定

落札決定は総価の比較によって行い、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者(以下、落札候補者という。)のうち、全ての入札単価が予定価格の単価の範囲内である者を落札者とする。落札候補者の入札単価が予定価格の単価を超えている場合は、落札候補者の入札金額の範囲内で、各単価の価格交渉を行ったうえで落札を決定する。価格交渉が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(2) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(3) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から契約会計課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(4) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

9 入札の無効

- (1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に該当するとき。
- (2) 虚偽の申請により参加資格があると認められた者が入札を行ったとき。
- (3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。
- (4) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

10 再度入札に関する事項

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、(4)により、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。
- (2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（(4)のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（端末機利用者については、電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。）。

ア 再度入札を行う旨

イ 再度入札の入札期間

ウ 再度入札の開札予定日時

エ 当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

- (3) 再度入札は1回限りとする。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者

- (5) (2)の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。
- (6) 再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、端末機利用者については、再度入札書（別途様式を指定する。）により紙入札を行うものとする。
- (7) 再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から契約会計課のホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

11 予算不成立の場合の無効

- (1) 本件の契約日は令和5年4月1日とする。
- (2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (6) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (7) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

（上下水道局総務部契約会計課）